

# ドローン等（無人航空機）体育施設内飛行誓約書

（公財）丸亀市スポーツ協会様

申請者 利用責任者  
住 所  
連 絡 先

ドローン等（無人航空機）の飛行に際しては、丸亀市屋内体育施設におけるドローン使用に関するガイドライン、法令を遵守するとともに、下記の事項について誓約します。

## 記

- 1.墜落や衝突などにより、施設が破損した場合は、自己の負担により原形復旧します。
- 2.ドローン飛行に起因するトラブルへの対応については、すべて自己の責任において解決します。
3. 人や施設、物に対する賠償責任保険へ加入しています。
- 4.施設の事情等により、係員から利用中止の指示があった際は、その指示に従います。